

平成 26 年 月 日

（名称）旭川市地域交通協議会
（代表者名）祖母井 孝範 印

1. 生活交通改善事業計画の名称

旭川市バス共通 I C カードシステム導入計画

2. 利用環境改善促進等事業の目的・必要性

旭川市内の路線バスは、旭川電気軌道(株)・道北バス(株)の2つのバス会社が主にエリア別路線網を形成し運行を行っているが、利用者数の多い国道39号及び40号については2社が競合して運行する区間も多く、従前より2社間の共通乗車に対する要望が多数寄せられてきた。

道北バス(株)は平成11年より I C バスカードシステムを導入し運用を行ってきた。また、旭川電気軌道(株)は平成24年に I C カード化した。この2社に共通の I C カードシステムを構築し、相互間利用を可能とすることで、バス利用者の利便性の向上と利用促進を図り、利用環境の改善を行う。

3. 利用環境改善促進等事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

2社共通 I C カードシステムの構築と、市内を運行する全車両への新システムを搭載した車載機の導入を行い、道北バス(株)と旭川電気軌道(株)との相互間利用を実施する。

(2) 事業の効果

共通 I C カードの導入により、バス事業社間で異なるバスカードを所持する必要がなく、1枚のカードで共通利用が可能となることで、利用者利便の向上に繋がる。相互間利用でも乗継割引を実施し、バス利用者数の底上げを図り、顧客満足度の向上に寄与する。

4. 利用環境改善促進等事業の内容と当該事業を実施する事業者

(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

(内容)

- I C システム構築【基幹】 1 式（道北バス）
- I C システム構築【センター】 1 式（道北バス）
- I C カード車載機 129 台（道北バス）
- I C カード自販機 1 台（道北バス）

（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）
道北バス株式会社 身体・知的 普通旅客運賃 5割 定期旅客運賃 3割

(2) 関連事項

5. 利用環境改善促進等事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
26年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
共通ＩＣカードシステムの導入	254,900 千円	84,882 千円	千円	千円	170,018 千円
	100%	33.3%	%	%	66.7%
合 計	254,900 千円	84,882 千円	千円	千円	170,018 千円
	100%	33.3%	%	%	66.7%
※総事業費については見込み額を記載 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。					

6. 計画期間				
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載				
事業の名称	平成26年度			
	4月	9月	12月	3月
共通ＩＣカードシステムの導入	5月1日着手			
	3月31日完了			

7. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成23年12月20日（第1回）	協議会設立
・平成24年2月28日（第2回）	旭川電気軌道(株)のＩＣカード導入について議論
・平成26年2月25日（第3回）	旭川電気軌道(株)と道北バス(株)との共通ＩＣカードシステム導入について議論

8. 利用者等の意見の反映

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道上川総合振興局地域政策部 地域政策課主幹 橋本 正己
関係市区町村	旭川市 総合政策部地域振興担当部長 祖母井 孝範（会長） 旭川市 福祉保険部長 大家 教正 旭川市 都市建築部長 菅野 直行
交通事業者・交通施設管理者等	北海道旅客鉄道（株）旭川支社 次長 小林 浩 旭川電気軌道（株）運輸事業部長 蟹谷 正 道北バス（株）営業部 課長 中田 幸治 北海道中央バス（株）旭川営業所 所長 本間 雅雄 旭川地区バス協会 事務局長 踊場 稔洋 旭川地区ハイヤー協会 会長 柏葉 健一 専務理事 荒川 盛行 旭川地方個人タクシー協同組合 事務局長 山内 健一 旭川地区交通運輸産業労働組合協議会 議長 谷口 秀敏 旭川開発建設部旭川道路事務所 計画課長 庄司 宜可 北海道上川総合振興局旭川建設管理部 事業課長 高橋 敬 旭川市土木部長 東 光男 東日本高速道路（株）北海道支社旭川管理事務所 副所長 越原 正章 旭川中央警察署交通第一課 企画規制第二係長 田中 良博 旭川東警察署交通第一課 企画規制係長 靱山 世市一
地方運輸局	北海道運輸局旭川運輸支局 首席運輸企画専門官 砂田 弘一 辻 榮 敏文
その他協議会が必要と認める者	旭川市民委員会連絡協議会 理事 東 建司 北海道高等学校PTA連合会旭川支部 事務局長 赤穂 悦生 旭川市社会福祉協議会 常務理事 佐藤 雅之 旭川消費者協会 理事 馬場 貞 旭川NPOサポートセンター 事務局長 森田 裕子 中央大学 研究開発機構 教授 秋山 哲男 北海道大学大学院 公共政策学連携研究部 准教授 高野 伸栄 旭川医科大学 教授 高橋 雅治 旭川商工会議所 事務局長 須藤 学

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）旭川市6条通9丁目

旭川市役所総合庁舎9階

（所 属）旭川市総合政策部

政策推進課

（氏 名）丸 修平

（電 話）0166-25-5316

（e-mail）sh_maru@city.asahikawa.hokkaido.jp